

水道水は安全で良質

検査項目すべて基準をクリア

市では、市民の皆さんに「安全で良質な水道水」をお届けするため、水質検査計画(※)に基づき厳重な水質検査を実施しています。

水道水の「毎日検査」として一色、濁り、消毒の残留効果などの項目について市内の給水栓(蛇口)12カ所において1年間休むことなく検査を行い、水質を確認しています。さらに、1カ月に1回行う「毎月検査」に加え、3カ月毎に行う「水質基準に係る全項目の検査(51項目)」など、きめ細かな水質検査を実施しています。

平成26年度に行った「水質基準に係る全項目の検査(51項目)」の水質検査結果では、美濃山浄水場および月夜田受水場から給水している2カ所の給水栓で

は、ともにすべての項目で基準値を下回っていることが確認され、良好な水質が維持されています。

また、東日本大震災による原子力発電所被災に伴って放射性物質の漏えいが確認されていますが、本市の水道水に対して影響はありませんので、安心して飲んでいただけます。

市では引き続き「安全で良質な水道水」の供給に努めていきます。詳しくは市のホームページに掲載していますのでご覧ください。

※水質検査計画の内容は、①市内給水栓水(蛇口)の水質検査②美濃山浄水場の浄水処理過程や取水井戸の水質検査などで構成されています。

◆問い合わせ 美濃山浄水場(☎981・3255)

下水道の使用可能区域が拡大

平成27年4月から、下水道を使用できる地域が拡大しました。拡大した地域は次のとおりです。

- ▼八幡石不動▼八幡神原▼八幡馬場▼八幡清水井▼美濃山馬ヶ背▼美濃山出島▼美濃山御幸谷▼内里安居芝▼内里荒場の各一部

水洗化をお願いします

下水道が整備された地域は下水道法により、水洗化が義務付けられています。できるだけ早く下水道接続工事をお願いします。下水道接続工事は「八幡市下水道排水設備指定工事業者」に依頼してください。

水洗化する際には次の制度があります。

- 水洗化の融資あっ旋制度
- 下水道接続工事資金の融資を希望される人で、①八幡市内に居住している②元

約1時間30分の見学
※小雨決行。開始時間までに施設入口にお集まりください。
▽対象 市内在住者(15歳未満の人は、保護者同伴)
※当日、代表者は本人であること(運転免許証等)を持参ください。
▽申込方法
①事前に申し込む
②代表者氏名③住所④電話番号⑤参加者の氏名(全員分)⑥希望の時間帯を明記し、水道総務課(市役所分庁舎)に持参・郵送・FAX・市

浄水施設を公開します

6月1日〜7日は水道週間です。この週間に合わせて、浄水施設の見学会を開催します。

普段は目にする機会のない「水道水ができるまで」を見学するチャンスです。たくさんのご来場をお待ちしています。

▽公開施設 美濃山浄水場(美濃山狐谷49番地、男山東中学校西側)
▽公開日時 6月7日(日)
①午前10時②午前11時30分(各回先着60名)

「水道水ができるまで」を
見てみませんか?



昨年の見学会の様子

電話番号④参加者の氏名(全員分)⑤希望の時間帯を明記し、水道総務課(市役所分庁舎)に持参・郵送・FAX・市

水道の償還能力がある③連帯保証人(市内在住者)がいる④市税や水道料金の滞納がない⑤の条件をすべて満たしている人に、取扱金融機関に融資のあっ旋を行っています。あっ旋額は、1件につき70万円以内で48カ月以内の元利均等返済、利率は年0.78%です。利用される場合は工事着工前の申請が必要です。

○水洗化奨励金制度
下水道の使用可能区域になってから3年以内に下水

水道の漏水に注意!!



水道メーターの見方

宅内の漏水等についても、基本的には水道料金がかかります。水道メーターを確認するなど、日常の点検に努めてください。

家中の蛇口を全部閉めて、水道を使用していない状態にしても、水道メーターのパイロットが回っている場合は、漏水している可能性があります。

性がありますので、水道工務課へご相談ください。

漏水による水道料金については、減額できる場合もあります。詳しくは水道総務課にご相談ください。

◆問い合わせ 水道工務課・水道総務課

雨水貯留施設設置助成金

府の制度も新設予定です

市では、雨水の流出抑制と有効利用等を目的として、雨水を貯める貯留施設(雨水タンク)設置者に助成金を交付しています。

今年度は、府の助成金制度が新設され、自己負担額が軽減される予定です。

申請の受付時期や助成金額等の詳細は、府の制度が確定した後(おおむね6月中旬)に、広報やわた・市ホームページでお知らせします。

◆問い合わせ 下水道課

ごみのふれあい訪問収集

市では、自分でごみを集積所まで出すことが困難な高齢者や障がいのある人の自宅を訪問し、ごみ出し支援と安全確認をしながらごみを戸別収集する、ふれあい訪問収集を実施しています。

- ①要介護または要支援の認定を受けている、おおむね65歳以上の1人暮らし
 - ②身体障害者手帳1・2級を所持している1人暮らし
- ▽収集方法等 毎週1回(平日)、戸別訪問して玄関先からごみ等(燃やさないごみ、燃やさないごみ、プラスチック製容器包装、資源物)を一括収集します。
- ※ごみは必ず玄関前にお出しください。

※訪問の際には、職員が玄関先から、声かけしてごみを収集します。

▽申し込み 環境業務課、障がい福祉課、高齢介護課に置いている申請書に記入し、環境業務課に提出してください。

▽訪問調査と決定 申請内容等を確認するため、職員が訪問調査を行い、審査のうえ、利用の可否決定の通知をします。

◆問い合わせ 環境業務課

プラスチック製容器包装のごみ出しにご協力を



このマークが目印

1月から分別収集を実施しているプラスチック製容器包装のごみ出しについて、次のポイントの再確認をお願いします。

★ポイント

- ①プラマークがついているものを「プラスチック製容器包装」に分別。
- ②汚れている「プラスチック製容器包装」は、「燃やさないごみ」に。
- ③材質はプラスチックでも、プラマークのないパッケージやおもちゃ等の製品(商品)は、「燃やさないごみ」に。
- ④従来「燃やさないごみ」を出していた曜日に「プラスチック製容器包装」と「燃やさないごみ」を隔週(交互)に出す。

ペットボトル本体は、「プラスチック製容器包装」ではありません。専用の資源物回収場所へ、地域により決められた曜日に、お出しください。

回収場所に出せない場合は、「燃やさないごみ」に出してください。

※ラベルとキャップは、はずして「プラスチック製容器包装」に。

(注) 誤ったごみ出しについては、順次、警告シールを張り収集しない場合がありますので、ご協力ください。残されたごみは、各自お持ち帰りください。

◆問い合わせ 環境業務課